

最後に、当委員会の設置期間が、本年3月31日に満了し、活動を終了するに際しての当委員会の意見を述べることとする。

平成22年4月7日の発足以来、当委員会は、厚生労働省及び日本年金機構が行う年金業務の実施状況について、多くの案件を審議し、多くの問題の指摘、改善要請を行ってきた。

そのうち主なものとして、今回の失踪宣告に係る消滅時効の問題のほか、平成23年2月に審議を開始した「運用3号問題」、同24年12月に審議を開始した「時効特例給付問題」がある。

「運用3号問題」は、夫の離職等によって年金記録上、既に第3号被保険者の資格を失っているにもかかわらず、第3号被保険者として記載されている専業主婦等の者を、一時点から一律に年金記録に基づいて権利を認めることによって救済する措置が「課長通知」によって実施された問題であった。

「時効特例給付問題」は、時効特例法が拙速に立法されたため、適用範囲が曖昧で、基準が明確化されていなかったため、年金機構での現場の運用に不統一、不公平が生じ、厚生労働省もそのような事態を認識し得たのに有効な対策をとらなかつたという問題であった。

これら3つの事案については、社会保険労務士からの指摘、日本年金機構の現職職員の通報などによって当委員会は把握した。

また、これらに対する当委員会の調査審議において、厚生労働省及び年金機構は、当初、自らの正当性を主張することに注力する傾向にあり、必要な対処が遅れたのではないかと思われる。

当委員会が上記の各案件を把握した経緯、問題の指摘に対する厚生労働省の対応の状況等に照らせば、厚生労働省の外部の総務省に設置された機関であったことが監視機能を果たす上で重要な要素であったと考えられる。今後、当委員会のような外部有識者による機関設置も含めて検討するなどして、年金行政・年金業務に対する厳しい監視機能を維持していくことが必要だと考えられる。